

基地交付金及び調整交付金について

基地交付金・調整交付金は、米軍の施設や自衛隊が使用する施設が所在する市町村へ財政上の影響等を考慮して、使途が制限されない一般財源として、毎年度交付される財政補給金である。

1 制度概要

(1) 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

基地交付金は、米軍の施設や自衛隊が使用する施設のうち、飛行場や演習場の用に供する土地が広大な面積を有しており、市町村の区域の多くを占めていることが市町村の財政に著しい影響を与えていることを考慮して創設されたもの。その性格は、固定資産税の代替的なものとして交付される財政補給金であり、一般財源である。

（根拠：国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年5月16日法律第104号））

(2) 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）

調整交付金は、米軍が建設し、又は設置する資産（以下「米軍資産」という。）に対する固定資産税が非課税とされているにもかかわらず、基地交付金が交付されていないこととの均衡や、米軍の軍人や軍属に係る市町村民税等の非課税措置による税財政上の影響を考慮して創設されたもの。その性格は、財政補給金であり、一般財源である。

（根拠：施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和45年11月6日自治省告示第224号））

2 交付市町村

(1) 基地交付金

国有財産のうち、次のものが所在する市町村

- ① 国が米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- ② 自衛隊が使用する飛行場^{※1}、演習場^{※2}、弾薬庫、燃料庫及び通信施設^{※3}の用に供する土地、建物及び工作物

※1 航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。

※2 しょう舎施設を除く。

※3 航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設に限る。

(2) 調整交付金

米軍資産（建物及び工作物）が所在する市町村

3 配分の方法

(1) 基地交付金

- 予算総額の 7 / 10
国有財産の価格である分
- 予算総額の 3 / 10
国有財産の種類、用途及び市町村の財政状況等を考慮して配分

(2) 調整交付金

- 予算総額の 2 / 3
米軍資産の価格を基礎として配分
- 予算総額の 1 / 3
市町村民税等の非課税措置により市町村が受ける税財政上の影響及び市町村の財政状況等を考慮して配分